

春日井特産品認定要綱

（目的）

第1条 「春日井特産品」は、春日井の特産物や文化・歴史をより推し進めるために、春日井の特産物を基に作られた、あるいは春日井の歴史・文化を感じられる著名人・キャラクターなどをモチーフにした<加工食品>、春日井の特産物や春日井の歴史・文化を感じられる著名人・キャラクターなどをモチーフにしてデザイン等された<民芸品>、飲食店で春日井の特産物を積極的に取り入れている<料理>を認定し、春日井市内はもちろんのこと、市外にも広く“春日井”を周知し、観光も見据えた春日井ブランド事業の振興を図ることを目的とする。

（春日井特産品認定審査会）

第2条 春日井特産品の審査、認定に関する決定は『春日井特産品認定審査会』（以下、「審査会」という。）で決定する。

2 審査会の委員は、15名以内を持って組織し、公正かつ適正な認定を行うため、商工会議所・春日井市観光コンベンション協会・春日井市・学識経験者・消費者代表等幅広く選出する。

3 審査会開催に係る庶務等行う事務局は春日井商工会議所に設置する。

（認定対象）

第3条 春日井特産品の認定は<加工食品><民芸品><料理>の3部門に分けて審査するものとする。

2 認定を受けようとする商品は新商品のほか、過去審査会の審査を受けたか否かは問わない。

（認定基準）

第4条 共通審査基準のほかに部門別の審査基準を設ける。

2 共通審査基準は下記のとおりとする。

<加工食品><民芸品><料理>共通

- ① 各業界での製法基準、表示義務を満たしていること。
- ② 各業界での販売資格、営業資格を取得していること。
- ③ 徹底した品質管理のされている商品の提供がされていること。
- ④ 著しく不当な価格とせず、各商品・料理に見合った適正価格であること。
- ⑤ 対象商品は、新規開発商品、改良商品及び既存の商品であるか否かは問わない。

3 部門別審査基準は下記のとおりとする。

<加工食品>

- ① 春日井の特産物（サボテン・桃など）を原材料に作られていること。あるいは、春日井の歴史や文化を感じさせるもの（著名人・キャラクターなど）をモチーフに取り入れられていること。
- ② 食品衛生法等で取り決められている事項、および容器包装識別表示が守られていること。
- ③ 過剰包装は避けるなど適正な包装であること。

<民芸品>

- ① 春日井の特産品（サボテン・桃など）や春日井の歴史や文化を感じさせるもの（著名人・キャラクターなど）をモチーフにデザインされていること。
- ② 過剰包装は避けるなど適正な包装であること。

<料理>

- ① 提供する料理の中に常に春日井の特産物（サボテン・桃など）が使用してある料理があること。
- ② 春日井の特産物を積極的に使用していることを店舗紹介やメニュー等に記して顧客に明示していること。

（認定申込および申込資格）

第5条 春日井特産品の認定を受けようとする事業者は、事務局へ所定の申込書を申請するものとする。

2 申込資格の持つ事業者は春日井商工会議所会員もしくは春日井市観光コンベンション協会会員の事業者に限る。

（認定料および申込制限）

第6条 審査会の申込料は1点につき3,000円とし、原則申込時に納入するものとする。

2 審査会の申込点数は制限しない。

（認定）

第7条 審査会にて認定したときは、「認定証」を交付するものとする。また新聞・商工会議所ホームページ等へ掲載しPR活動を行う。

2 認定を受けた商品の事業者は「春日井特産品認定業者協議会」（以下、協議会）へ加入しなければならない。

（認定マークの表示および使用）

第8条 認定を受けた商品の事業者は、別に定める「認定シール」を該当商品や商品PRの為に添付することができる。

2 「認定シール」は協議会が販売・管理し、認定事業者は1シート20枚/90円で購入することとする。

3 認定マークは該当商品の容器・包装に印刷表示することができる。

4 前項の認定マークのデザイン料等は無料だが、印刷表示に要する費用は認定事業者負担とする。

（認定の有効期間および更新）

第9条 認定の有効期間は2年間とする。

2 認定の更新を受けようとする認定事業者は、所定の更新申請書により事務局に申請しなければならない。

3 前項の申請をした認定商品には認定を更新するとともに、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

（認定証記載事項の変更）

第10条 認定事業者は交付された認定証の記載事項に変更があった場合は、当該認定証を添付して、速やかに事務局へ変更事項を申し出るものとする。

2 事務局は前項の申し出を受理したときは、当該申出者に対して、変更事項を記載した認定証を交付するものとする。

（認定の取消）

第11条 審査会は次の禁止行為のいずれかに該当すると認められる場合または疑いがある場合は必要な調査をし、その事実が発覚した場合は、認定を取消すものとする。

《禁止行為》

- ① 「春日井特産品」として認定された商品以外の商品に「認定証」を表示する「認定シール」を貼る等の広告・販売を行うことや、認定された商品と思われる恐れのある表示をすること。
- ② 他の事業者またはその商品を誹謗・中傷する行為または表示をすること。
- ③ 「認定証」や「認定シール」を第三者に無償で譲り渡したり、転売すること。
- ④ 法令に違反する行為をすること。
- ⑤ 上記の他、審査会にて違反行為と判断した場合。

（補則）

第12条 この要項に定めるもののほか、この事業実施に関し必要な事項は審査会が定める。

附 則

1. この要綱は平成28年6月9日から施行する。